

総社市会計年度任用職員給与等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月2日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市会計年度任用職員給与等支給規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員給与等支給規則（令和2年総社市規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第12条 略 <u>(最低賃金を下回るパートタイム会計年度任用職員の報酬)</u> 第12条の2 <u>勤務1時間当たりの報酬の額が、岡山県の地域別最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項の規定による岡山県の地域別最低賃金をいう。以下この条において「地域別最低賃金」という。)の額を下回る場合において、条例第18条第1項の規定により、任命権者が決定するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、同条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬の額とする。</u></p> <p><u>(1) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 地域別最低賃金の額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)</u></p> <p><u>(2) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 地域別最低賃金の額</u></p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第12条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。